

令和3年9月30日

公立幼稚園 保護者 各位
公立こども園（短時間児）保護者 各位

学校教育部主幹
習志野市こども部
こども保育課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、9月30日の期限で解除されます。
解除後は、通常保育といたしますが、今後の教育保育につきましては、「幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル〈習志野市版〉」を踏まえ感染対策をしっかりと行い、教育・保育により一層努め取り組んで参ります。
保護者の皆様におかれましては、引き続き、感染予防と御家族の体調管理への御協力をお願いいたします。

1 保育について

9月30日（木）をもって、選択保育を終了します。（通常保育の実施）

※感染予防のためお休みされる方は、「出席しなくても良いと認めた日」として扱います。

2 今後の行事について

緊急事態宣言発令中に延期になりました行事につきましては、感染状況を踏まえて各施設にて検討いたします。日程の変更等につきましては、各園よりお知らせいたします。

3 お願い

- ・登園時は、お子様の健康状態の把握に努め、体調不良の際には、登園をお控えくださいますようお願いいたします。登園後、発熱や呼吸器症状等がみられた場合は、保護者の方に連絡いたしますので速やかなお迎えとかかりつけ医への受診をお願いいたします。
- ・在園児及び同居している御家族がPCR検査や抗原検査を受ける場合は、早急に園長へ御連絡をいただきますようお願いいたします。また、検査結果が出るまでの間は、家庭保育の御協力をお願いいたします。

園では、できる限りの感染防止対策に努めてまいりますが、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は臨時休園や一部閉鎖となる可能性があります。

臨時休業中は、在園児は自宅待機となり、他施設の御利用はできませんので、御承知おきください。また、園内に感染者が確認された場合につきましては、プライバシー保護の観点から市や園から具体的にお答えすることができません。個人の特定については感染者とその御家族の人権尊重と個人情報の保護に最大限の御理解と御配慮をお願いいたします。

問い合わせ先
習志野市役所こども保育課
047-453-5511